

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目次

- ◇ 告 示
 - 保険医療機関等の指定
 - 保険医の登録
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 解除予定の保安林(三件)
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 土地改良事業の変更計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 開発行為に関する工事の完了
- 政治団体の設立の届出
- 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
- 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第三十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
谷口 医院	鳥取市南町四二五	昭和五十四年一月十四日
白井眼科医院	鳥取市西町四丁目四二五	昭和五十四年一月六日
古賀歯科医院	米子市天神町二丁目四八	昭和五十四年一月十一日
大月歯科医院	倉吉市上井三六一六	昭和五十四年一月四日
岡本歯科医院	米子市加茂町二丁目三六	昭和五十四年一月一日
皆生診療所	米子市上福原一八三八一五	〃
桔梗堂薬局	米子市東倉吉町七八	昭和五十四年一月四日

鳥取県告示第三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
木村 清	鳥歯第三六七号	昭和五十三年十二月十六日

鳥取県告示第三十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
岡本歯科医院	米子市加茂町一丁目三六	昭和五十四年一月一日
岡本歯科医院 皆生診療所	米子市上福原一八三八一五	"

桔梗堂薬局

米子市東倉吉町七八

昭和五十四年一月四日

鳥取県告示第四十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
岡本歯科医院	米子市加茂町一丁目三六	全国	昭和五十四年一月一日
岡本歯科医院 皆生診療所	米子市上福原一八三八一五	"	"
桔梗堂薬局	米子市東倉吉町七八	"	昭和五十四年一月四日

鳥取県告示第四十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町笠木字横萱山三〇七三の二、字拾歩一山三〇七六の二、三〇七八の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第四十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字下中谷字大林二六七四の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大呂字大ヌケ九七四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四十四号

米子市尚徳三ヶ堰土地改良区から申請のあった土地改良（三ヶ堰地区は場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月十日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県管土地改良（久米地区ほ場整備）事業の変更計画を定め、同法同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十六号

昭和五十三年十月三日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（宇治地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十七号

昭和五十三年十月三十日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良（山根地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十八号

昭和五十三年十二月四日付けで三朝町から申請のあつた吉田地区の換地計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年十二月二十八日 鳥取県指令受米土維第千四百十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市旗ヶ崎字熊沢開及び字熊沢山屋敷並びに安倍字荒神森

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市尾高町六六番地

坂口合名会社

代表社員社長 坂口平吉郎

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

近藤純造後援会	永田卓夫後援会	西村清則後援会	中村和夫後援会	平田賢後援会	金田裕夫後援会	あだち俊幸後援会	竹本嘉之後援会	戸田重治後援会	足芝孝幸後援会	国尾茂後援会	池原賢太郎後援会	伊藤貞男後援会	鳥取県傷痍軍人会 政治連盟	足立智恵後援会	政治団体の名称
倉敷 健一	中森 義人	倉本 善正	大滝 武夫	山根 正一	鶴田 憲次	矢倉 金春	竹本 治勇	中尾 勳	磯村 栄寿	古杉 健郎	福田 鷹幸	桑原 正明	中島 邦美	井田 定	代表者氏名
上田 英吉	池本 修	岩好 正徳	福田 純二	平田美貴夫	足立利喜雄	中村 展子	竹本 大蔵	松本 正人	大谷 良輔	梶原 福市	福田千賀雄	伊藤 貞博	苗村 一三	松下 行	氏名
米子市法勝寺町四四	米子市弥生町官有無	米子市夜見町二、七六五	米子市旗ヶ崎五一四一	米子市東福原五四六一二	鳥取市片原一丁目一六	米子市和田町三四八四	八頭郡佐治村加茂 四五四一	米子市宗像七一二三	米子市河崎一〇一〇	米子市西福原一、三五九	鳥取市桂木二六一	鳥取市西町二丁目三〇九	鳥取市二階町二丁目 一一一五	米子市富益町一、二七三	主たる事務所の所在地
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	政治団体の その他の	備考

山口享後援会	中原修治後援会	茅野恒治後援会	広島了輔後援会	柏木寿男後援会	原田一雄後援会	自由民主党 鳥取市日進支部	生田薫後援会	牧田実夫後援会	福島進後援会	芝岡要後援会	ひのけん 松原一男後援会	山口博後援会	さねしげ一男後援会	小笹良後援会
西尾 圭介	藤原 実夫	茅野 正治	景山善次郎	森川 安春	原田 仙松	浜本 義郎	大太 幸正	松尾国太郎	中島 実	戸田 忠彦	今田 金治	池山 博久	山田 登	山口 孝
岸本 佳治	田中 正昭	茅野 猛行	西尾 寿栄	松本 誠一	牧田 吉保	上杉 義雄	野々村律夫	西谷 重幸	大津賀常允	宮三 基秋	坂田 吉夫	藪原 勇	藤岡 暁	小笹 誠治
八頭郡河原町谷一次 一〇三三	米子市弥生町官有無	米子市角盤町一丁目 一四六	境港市明治町一	米子市夜見町四〇六	東伯郡北条町弓原二五三	鳥取市吉方温泉三丁目 一〇五	米子市西福原一、三六一	倉吉市巖城三六三一九	米子市角盤町一丁目 一一七	米子市両三柳二、二五七	日野郡日野町根雨	倉吉市巖城二一七	米子市祇園町二丁目 二四一	米子市大崎二、〇四七、
"	"	"	"	"	"	政党	その他の 政治団体	"	"	"	"	"	"	"

江原勝後援会	松田 勝三	梶野善三郎	米子市博芳町三丁目 八〇一一
足立六郎後援会	杉山 正一	若原光五郎	米子市内町一〇二
福田次芳後援会	石井 良寿	鉄山 義雄	西伯郡西伯町東町三二六
相沢英之 倉吉市後援会	広吉 卓蔵	山下 宗	倉吉市昭和町一八〇一六
中村卓朗後援会	雑賀 勲	中村 哲朗	西伯郡会見町
安達昭男後援会	古井 栄	井田 愧	米子市和田町二、五六七
高木敏幸後援会	井中 清治	岡島 正美	八頭郡河原町布袋二一九
中島勇吉後援会	木山 精	東 芳太郎	米子市旗ヶ崎六一〇一一
湯浅研治後援会	内田 広	枯木 肇	米子市彦名町一、三三二
宇田洋後援会	都田 一雄	山本 秀雄	西伯郡会見町天万九八一
徳沢義夫後援会	森原 三登	徳沢 幸人	鳥取市古海一八
八幡博孝後援会	八幡 和男	八本 喜則	米子市上福原一、九一一
一岡忠雄後援会	細田 光男	竹田 吉蔵	八頭郡八東町才代 一〇五一
田丸喜久治後援会	角田 春雄	広田仁三郎	米子市愛宕町六〇
広江はじめ後援会	越河 勇	田口 実	米子市上後藤三二
栗原三八郎後援会	和田卓一郎	小林 嘉久	境港市松ヶ枝町二八

中西鉄夫後援会	岡村 昭雄	上住 研治	鳥取市今町一丁目三三〇
谷口武後援会	西垣 勲	坂口 博	鳥取市南町四二五
吉田達男後援会	村上 敏三	植田 静夫	岩美郡岩美町浦富 一、〇三四一四
池沢源蔵後援会	河口 重光	谷川 もと	気高郡気高町奥沢見 一、〇一七

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	異動事項	新	旧
徳安実藏東部後援会	会計責任者	絹川 浩	稲村 一夫
常田たかよし後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市西町二丁目一〇八	鳥取市西町三丁目一〇一
三森政治後援会	"	日野郡日南町生山 六九〇	日野郡日南町三米 一、一七八
三森政治口日野後援会	"	日野郡江府町美用 五三〇	日野郡江府町江尾 一、八五三
西尾義昭後援会	"	鳥取市吉成打明ヶ 七一一一五	鳥取市数津一六四

野津ひであき後援会	鳥取県自治同志会	常田たかよし後援会	足芝孝幸後援会	斉木幸福後援会
〃	代表者	主たる事務所の所在地	会計責任者	〃
岸本 寛	西尾 圭介	鳥取市庵丁人町二一〇八	西村 正道	米子市目久美町二八一一
安本 棟夫	井上 健治	鳥取市西町一丁目一〇八	大谷 良輔	米子市石井八二四

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

昭和五十四年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 日時 昭和五十四年一月十七日(水) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

1 鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程について

2 統一地方選挙について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】